

# 身体拘束に関する同意書

(保護者氏名) 清水悠路 様

清水悠生 様の状態が下記の①②③を満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行う場合があります。ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

## 記

- ①入所者(利用者)本人又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

個別の状況による拘束の必要な理由	学校からデイ、デイから自宅の送迎時 両腕、両脚をしっかりと
身体拘束の方法 ・場所・行為(部位・内容)	15:00時 体を抱えたり両脚を持って 収容室に支える
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	↓
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

以上

上記のとおり実施いたします。

令和 4年 10月 25日

合同会社ミヤビ デイサービスアルプスの森

管理者  
説明者

〈利用者・保護者の記入欄〉

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 4年 10月 26日

氏名 清水 悠路  
(本人との続柄 母)



合同会社ミヤビ デイサービスアルプスの森